

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

52

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

道府県内の審査庁は1か所(知事)であり、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要している。(生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況。)

また、指定都市の処分に対する審査庁が道府県であることは、指定都市の受給者にとって分かりにくい。(熊本市には、生活保護に関する審査請求提出先の確認が年間数件寄せられていることである。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

指定都市設置福祉事務所に係る審査請求を指定都市が担うことにより、県のみで対応していた審査請求の期間短縮が図られる。(熊本県の場合、審査請求の半分が指定都市分であることから、事務処理時間は概ね半分に短縮されると想定される。)

また、処分に対する審査庁が指定都市となることにより、指定都市の受給者にとっての分かりにくさが解消される。

【懸念の解消策】

審理員制度や第三者機関の設置により公平性は担保される。

また、指定都市では、県と同様に管下福祉事務所に対する指導監査体制が構築されているため、審査庁としての事務処理は可能である。

根拠法令等

生活保護法第64条、65条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、京都府、大阪府、熊本市

○指定都市が処分庁となる審査請求が多数を占めており(平成28年度においては、審査請求総数15件のうち10件が指定都市の事案)、法定期限内の裁決に当たり大きな支障となっている。

○審査請求も半数以上が政令市に係るものであり、裁決権限を委譲し分散することにより、今後請求があった場合の事案処理の加速化が図れるものと思われる。

(H28:49 件中 31 件(63.3%)、H27:74 件中 42 件(56.8%))

また、指定都市の市民にとっても、区役所の次の段階が市役所本庁ではないというのにはわかりにくいと思われる。

なお、現状において、審査に当たっての資料の収集や弁明書の作成、照会に対する回答などは、審査庁と処分庁(区役所)が直接連絡を取り合うことはなく、一度市役所本庁で集約し、各区役所に割り振りしている実態にある。

○域内の審査庁が1か所(知事)であり、審査請求件数も多く、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要していることから、生活保護法第 65 条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況である。

各府省からの第 1 次回答

○ 現行制度においては、生活保護の決定及び実施(以下「保護の決定実施」という。)に関する処分に対する審査請求の審査庁は、都道府県知事と規定している。

これは、一定程度の件数を審査することにより知見の蓄積が行われることで処分の判断基準、内容及び手続きに関して統一性が高まり、行政の効率的な事務処理となるとともに、不服申立を行った被保護者の迅速な救済に繋がるとの観点から規定したものであるが、厚生労働省としては、本提案に関する対応については、都道府県並びに権限が委譲される指定都市及び指定都市と同様に大都市特例が講じられている中核市(以下「指定都市等」という。)の意見及び相互の調整状況を踏まえて検討したい。

○ なお、総務省としては本提案について異議はないもの。

(参考)

生活保護に関する審査請求について

指定都市等へ権限委譲した場合、都道府県知事が行う審査請求の一部が指定都市等に委譲される。

生活保護に関する都道府県の審査請求

・都道府県分

審査請求(件) : 13,946

上記のうち、処理期間 6 ヶ月超(件) : 3,037

※保護の決定実施等に関する処分とそれ以外の処分に対する審査請求件数の合計。

生活保護に関する指定都市等の審査請求

・指定都市分

審査請求(件) 95

上記のうち、処理期間 6 ヶ月超(件) 23

・中核市分

審査請求(件) 不明

上記のうち、処理期間 6 ヶ月超(件) 不明

※保護の決定実施等に関する処分以外の処分に対する審査請求件数。

※中核市については公表されていない。

(出典:「平成26年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果」(平成 27 年 12 月 総務省))

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

190

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護法第7条に規定する保護申請者の追加。

提案団体

岐阜市

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法第7条に規定する保護申請者に、成年後見人を加えるよう規定を改められたい。

具体的な支障事例

成年被後見人(精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者)は、十分な判断能力がなく、自身の生活困窮状態を自覚していなかったり、保護申請の意思表示を行うことができない場合がある。

成年後見人は、成年被後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年被後見人について保護申請をすることができない。

民法における単純な代理による申請とは異なるのであって、成年後見人の権限・職責を考慮するならば、成年後見人が保護申請をすることができるとしても、本人の意思に基づいた申請を原則とする生活保護制度の趣旨に反するものでもない。

また、生活保護法第81条において、生活保護者に対し成年後見制度の活用を図るよう義務付けがあるならば、保護申請についても成年後見人ができるとすべきである。

なお、上述の支障については、生活保護法第25条の規定により職権をもって保護を開始できる場合もあるが、「急迫した状況にある」とは認められない場合も多く、上記の支障は解消しきれない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

成年後見人による申請を認めることで、はじめて申請の意思表示ができない成年被後見人の申請権は確保され、急迫した状況でない場合であっても必要な保護を受けることが可能となる。

また実施機関においても生活状況の把握、財産調査等の保護の決定に必要な事務を迅速かつ正確に行うことが可能となる。

根拠法令等

生活保護法第7条、生活保護法別冊問答集問9-2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

日立市、ひたちなか市、多治見市、島田市、豊田市、豊橋市、京都府、京都市、大阪府、岡山県、北九州市、雲仙市、熊本市、大分県

○精神障がいまたは知的障がい等により要保護状態となっている者が、成年後見人を同伴し生活保護申請を行うケースがあるが、その場合も、生活保護法に代理申請の規定がなく、国は代理人による保護申請はなじま

ないと解していることから、実施機関としては当該要保護者の意思能力の範囲内で申請意思を確認し、本人からの申請として受理している場合がある。

なお、生活保護法第 81 条において、被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人がないときは、保護の実施機関は速やかに後見人の選任を家裁に請求しなければならないと規定されており、成年被後見人に対する保護の実効性を担保していることから、保護の申請においても成年被後見人による代理申請を可とする規程が必要と考える。

○保護は、申請に基いて開始することが原則である。また、その申請は本人の意思に基づくことが大原則であり、仮に要保護状態にあったとしても生活保護の申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であり、現行運用上、代理人が判断すべきものではないとされている。しかし、本人に、十分な判断能力がない場合や、保護申請の意思表示を行うことができない場合については、代理人による保護申請の検討も必要と考える。

成年被後見制度では、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が欠けている者について本人の権利を守るため、家庭裁判所が成年被後見人を選任することとなっているが、その成年被後見人は、本人の生活状況を把握し、本人に代わって財産に関するすべての法律行為を行うことができるといったことを鑑みれば、成年被後見人に代理申請を認めたとしても、本人について不利益な取扱いがなされることは想定しにくい。このことから、生活保護について、成年被後見人による代理申請を可能とする制度改正が必要と考える。

○成年被後見人からの申請について、本市の場合は急迫した状況にない事例だけはあるが今までに数件ある。その際には扶養義務者に申請してもらうよう説明しており、現在のところは扶養義務者がいなかった事例はない。但し、急迫した状況になく、扶養義務者がいない場合は当然に考えられること、また、成年被後見人の職責からしても申請者に加えることは適当であると考えます。

各府省からの第 1 次回答

○ 生活保護制度は最後のセーフティネットとして最低限度の生活を保障するものであるが、同時に被保護者には、資産や年金等の他法による給付や稼働収入等あらゆるものを活用することを求め、それでもなお、最低限度の生活を維持できない場合に保護を行うものである。

○ このため、生活保護法においては、年金や他の給付制度と異なり、単に経済的給付を行うのみならず、保護の実施機関が生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導・指示を行うこととされており、生活面においても自立の助長を図ることとされている。

○ 更に、保護の実施機関は要保護者の資産・収入・健康状態を調査するため、報告の徴収や住居への立ち入り調査を行うことができる。

○ また、被保護者には収入の一切を申告する義務や、勤労、健康の保持増進、支出の節約等、生活の維持向上に努める義務が課せられる。

○ このように生活保護の申請は単に経済的給付を受給するのみにとどまらず、本人の義務を生じさせる行為であり、後見人が行うことができるような財産を管理する行為や財産に関する法律行為とは言い切れないと考えられる。

○ 本人に行為能力がなくとも意思能力がある場合については、申請者の状況から書面による申請が困難な場合等には、実施機関が必要事項を聞き取り、書面に記載した上で、その内容を本人に説明し、署名捺印を求めなどの援助を行っている。

○ なお、生活保護法第 81 条については判断能力の不十分な者を支援することを求めた規定であり、生活保護の申請者の規定と関連を有しないと考える。

○ また、現行でも要保護者本人の申請書を成年被後見人が使者として保護の実施機関に提出することや後見人が急迫状況にある要保護者に関する情報提供を行うことは可能であり、これらに基づき、保護の実施機関の判断で保護を開始することは可能である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

212

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

無料低額宿泊事業に係る届出制を許認可制に変更

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

無料低額宿泊事業に係る「届出制」を「許認可制」に見直すこと。

具体的な支障事例

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業は、同法第69条に基づき事業開始の日から1月以内に事業経営地の都道府県知事に届出を行わなければならないこととされている。しかし、あくまでも届出制であることから、形式要件を整えた届出であれば、不適切な事業であっても自治体は届出を受理せざるを得ない。また、施設の設備、運営等に関しては国から指針が示されているが、事業者に対する行政指導を行っても実効性の担保が十分とは言えない。

このため、さいたま市では事業者の刑事事件等を発端に、事業運営の適正化を図ることを目的とした条例を平成25年に制定し、事業の適正化を図ってきた。さらに、不適切な事業者に対しては長期に渡る調査や指導を踏まえ、平成29年1月には行政処分を行ったところである。

しかしながら、本事業は「届出制」であり、事業開始後によりやく調査や指導が可能になること、また、行政処分を行うには十分な調査や指導を経る必要があることから、処分決定までには一定期間を要しており、その期間において事業者は多くの路上生活者を施設に入所させることが可能となっている。また、事業者が提供するサービス内容について法律に規定がないことから、入所者は適切な水準にあるサービスを事業者から受けられない可能性が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

許認可制の導入により、事業開始前において不適切な運営が疑われる事業者の参入を排除することが可能になる。

また、法に基づき事業内容や施設基準を設けることにより、事業開設後における事業の質の維持を確保することが可能になり、施設入所者に対する適切なサービスが提供できる。

根拠法令等

社会福祉法第2条第3項第8号

同法69条,72条

平成27年4月14日付け社援発0414第7号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」の一部改正について(通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、千葉県、新潟市、名古屋市、大阪府、福岡市、熊本市

○無料低額宿泊所事業は、第二種社会福祉事業として届出制となっており、形式的要件が整っていれば受理せざるを得ない。また、事業開始後においても社会福祉法第70条に基づく検査を実施し、県の「無料低額宿泊所事業を行う施設の設備及び運営に係るガイドライン」の基準に適合しない場合、改善を求めているが、法令に基づく基準ではないことから、指導の実効性は十分とは言えない。本事業において、利用者の利益の保護を図るには、法令による基準の設定が必要である。

○本市では、平成15年に国から示された「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」に基づき、「社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所の届出及び運営の基準に関する指針」を独自に定め、事業者に対して指導を行っているが、法律に基づく指導権限がないため、指導には限界がある。また、この指針では、社会福祉各法に法的位置付けのない施設に対する指導を行うことはできず、実態の把握は困難である。国において平成27年度に指針の見直しが行われたが、届出制の見直し及び施設整備・運営に関する基準並びに指導権限を明記した法整備がなされておらず、実態の把握が困難な状況にある施設に対する調査・指導や、不当に営利を図るなどした事業者に対する経営の制限・停止の決定について、本市にとって過大な負担となっている。以上のことより、善良な事業者を排除することがないように配慮しつつ、無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設への入所者の適正な処遇を確保し、質の向上を図るため、届出制の見直し及び施設整備・運営に関する基準並びに強い指導権限を明記した法整備を行うことが必要である。

各府省からの第1次回答

○ 無料低額宿泊事業を許認可制にすることについては、現に無料低額宿泊施設に起居している者の住まいの確保が困難となるおそれがあり、直ちに許認可制を取ることは困難と考えている。

○ しかしながら、無料低額宿泊事業を実施する事業者の中には、生活保護受給者等を狭い部屋に住ませ、高額の利用料を徴収するなど、いわゆる「貧困ビジネス」といわれるような悪質な事業者があることから、生活保護受給者の生活の質の確保を図るためには、悪質な事業者を規制していく必要があると考えている。

○ このため、無料低額宿泊所の設備・運営基準に関して現在の「ガイドライン」に基づき指導を行う形ではなく、法令に基づく最低基準を設け、その基準を満たさない事業者等に対して、行政が改善命令などを行うために必要な法令上の規定の整備を行うことなどを中心として生活保護受給者の居住者支援の在り方全般について、今後の生活保護制度の見直しの議論の中で具体的な検討を進めることとしている。なお、この議論については指定都市市長会も参画して、生活保護制度に関する国と地方の実務者協議及び社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において議論されているところである。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

298

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護法第78条の2の保護金品等の調整時における上限額への弾力的運用

提案団体

郡山市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金品等との調整の中で定められている上限について、保護受給者の同意と福祉事務所の判断があれば裁量を加えられるようにしたい。

具体的な支障事例

生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金品等との調整においては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)」により上限が定められているが、保護受給者が上限額以上の金額を返還する意思がある場合でも、保護金品等との調整を行うことができず、納付書等によって収めなくてはならない。

この場合、高齢世帯、障害世帯、傷病世帯が8割を占める生活保護受給者がわざわざ無理をして毎月足を運び金融機関へ納付書を持参の上で納付することとなるとともに、福祉事務所において、納付書の作成や送付事務が発生するなど、非常に大きな負担が生じている。

また、納付漏れ等の場合には、電話や訪問による催促や督促状の送付など、新たな業務が発生するほか、当初の計画通りに納付がされず、期間が長期化することもある。

さらに複数世帯の場合、世帯員数によらず一律の上限が示されているため、多人数世帯の場合であっても1万円を超える徴収については納付書によらざるを得ない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金品等との調整の中で定められている上限に裁量を加えられるようにすることで、生活保護受給者の身体的、時間的負担が大きく軽減されるとともに、福祉事務所における経費節減につながり、他世帯のケースワーク等の充実へつながる。

また、納付漏れ等が減ることにより計画的な徴収が可能となる。

根拠法令等

生活保護法第78条の2
生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号)(第1次改正平成26年4月25日社援保発0425第4号)(第2次改正平成28年3月31日社援保発0331第3号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、青梅市、多治見市、豊橋市、豊田市、北九州市、熊本市

○生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金品等との調整の制度は、納付漏れ防止や、債権管理に係る事務負担の軽減に繋がる有用な制度であると考えている。しかし、徴収金の総額が多額であり、障害者加算などの相殺可能額の増額要素が無い場合などにおいて、徴収金の返済期間が長期化することから、実際に適用するには課題が多い状況にある。本人の同意を前提とした上で、月の上限額に弾力的運用を認めることで、徴収金の確実な納付に伴う債権管理の負担軽減や保護費の窓口支給の減少等、様々な事務が効率化、適正化すると考えられる。

○法第78条の2による徴収金の保護費との調整においては上限額が定められているが、保護受給者が上限額以上の金額を返還する意思があっても納付書等によって納めなければならない。高齢、障害、傷病等、納付書を持参し金融機関へ出向くことが困難な受給者も多い。また、福祉事務所でも納付書作成・送付、納付もれの督促・催告等、業務および経費の面でも負担増となってしまう。この上限額に裁量を加えられるようにすることで、受給者および福祉事務所の負担軽減につながるとともに、収納率も向上する。

各府省からの第1次回答

○ご指摘の裁量については、通知において単身世帯で5,000円程度、複数世帯で1万円程度とされていることから、これらの金額を大きく超えない限りにおいては、現行上も許容されるものであり、この範囲内において保護の実施機関で判断されたい。

○生活保護費は、被保護者の最低限の生活の需要を満たし、且つ、これを超えない基準で支給されるものであるため、生活保護法第78条に基づく徴収金を保護費と調整することについては、生活保護法の理念である憲法第25条(生存権)との関係で問題が生じる可能性が極めて高く、そもそも慎重な検討を要するものである。

○現行では、こうした観点を踏まえ、被保護者の最低限度の生活が保障される範囲として調整可能な金額の目安として単身世帯で5,000円程度、複数世帯で1万円程度を上限とするよう通知しているところである。この点に関して、生活保護制度に関する国と地方の実務者協議においても、合理的な運用である旨の意見を頂いている。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

118

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護法第 63 条の規定による費用の返還方法の追加

提案団体

岐阜市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法第 63 条(以下、本提案において「法」という。)の規定による費用返還について、法第 78 条の 2 の規定のように、被保護者の最低限度の生活を維持することができる範囲で、かつ、被保護者から保護金品の一部を返還金の納入に充てる旨の申出があるという要件のもと、当該申出に係る費用返還ができるよう規定を新設されたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

返還金を各月に分割して支払う被保護者の中には、病気や障がい等を抱えながら毎月金融機関等の窓口で支払うことは負担となるため、支給される保護金品から直接返還に充てたいとの希望が多くある。今後、高齢世帯が増加する見込みであることから、同様の理由による要望が多くなることが懸念される。

法第 78 条に規定する徴収金と比較し強制徴収性に違いはあるが、被保護者が保護金品の一部を返還金に充てる真摯な意思がある以上、返還金についても同様の方法を認められない根拠は乏しく、上述の申出のある被保護者に直接納入できない旨の説明ができない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正による効果】

支給される保護金品から直接返還に充てることで、被保護者の支払手続が簡略化され、負担が軽減される。実施機関としても、納付書の発行等返還手続に係る事務負担の軽減となる。

【参考】

本提案は、法第 59 条に規定する受給権の保護の例外となるものだが、平成 27 年提案(管理番号 181)の回答から、本人同意のある場合に適用を限ることで、被保護者は権利として保障される最低生活水準を下回る状態となることを自身の判断で許容したととらえることが可能なのであれば、当該返還方法は、通常の返還方法と性質を異にするものではなく、毎月計画的に返還を行う被保護者には、通常の返還方法に代わる利便性の高いものとする。ただし、実施にあたり、直接返還を希望する意思に変わりないかを定期的に確認する等の配慮が必要と考える。

根拠法令等

生活保護法第 63 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、青森県、湯沢市、川越市、秩父市、春日部市、千葉県、千葉市、新宿区、青梅市、横浜市、浜松市、春日井市、刈谷市、豊田市、滋賀県、京都府、城陽市、堺市、茨木市、八尾市、寝屋川市、加古川市、宍粟市、広島市、西条市、長崎市、雲仙市、大村市、大分県

○返還金を各月に分割して支払う被保護者の中には、家族が金銭管理を行っている場合、毎月金融機関等の窓口で支払うことは負担となる。特に金銭管理者が遠方に住んでいる場合、支払うことができる金融機関を探すことが困難となるケースもあり、支給される保護費から直接返還に充てたいとの希望がある。

○返還金については、各担当ケースワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、返還を忘れ本来返還すべき金銭を使ってしまい、納付が困難になるケースも発生している。平成25年の法改正により、不正受給を原因とする徴収金については、本人の同意があれば生活保護費との調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の同意があれば被保護者が自身の判断で調整を許容しているといえるため、同様の改正を行うことにより、返還金の徴収の効率化が図れる。

○本市における生活保護受給者も高齢者世帯が増加傾向にあり、そのような中、返還金を各月に分割して支払う被保護者においては、毎月金融機関等の窓口で支払うことが負担となっているところである。また、障害や傷病世帯においても高齢者世帯と同様の事例が生じている。

○本市では、法第63条返還金の納付方法について、被保護者の申出により、保護費口座から自動的に納付額を引き落とす口座振替の手法を取り入れている。この納付方法により、被保護者は福祉事務所の窓口や金融機関まで出向くことなく返還金を納めることが可能となり負担軽減となっているが、口座残高不足による振替不能が発生しておりこれからの課題となっている。

○法第63条の返還金においては、生活保護費との調整が認められていない状況から、納付の際に福祉事務所や金融機関の窓口に出向き納めていただく必要がある。しかし、被保護者の中には、高齢や障害、就労の状況等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口に出向くことが難しい場合や納付を忘れ、本来返還すべき金銭を使用してしまい、返還が困難になる場合もある。このことから、法第78条と同様の取り扱いが認められることで、返還金等の適正な管理と被保護者の負担軽減を図ることができる。

○本市では、生活保護法第63条に基づく返還金が、平成26年度は1,868件あり、それに伴い、実施機関は、毎月、納付書発行等の事務及び被保護者への納付書の郵送代等の負担が生じている。また、被保護者は、直接、金融機関の窓口に出向いて納付する方法となるため、それが加重的な負担となっており、納付忘れ等が発生する要因の一つとなっている。制度改正により、被保護者の利便性の向上及び未納の防止、実施機関の事務負担軽減及び経費の節減に大きな効果があると考えられる。

○本市でも、法第63条返還金の回収は十分ではない。返還金については、ケースワーカーが被保護者に説明を行い一括返還を求めているが、結局のところ被保護者が一部又はその大半を費消している事例も数多くあり、やむをえず納付書払による分割納付を認めている。しかしながら、納付書払による方法は、納付が滞ることが多く、未納債権は増大する一方で、今後の適正な債権管理に支障をきたすことが懸念される。生活保護費の支給日当日又はその数日以内に納付書払の指導を行うも、日中は就労中、あるいは高齢や障がい等により本市福祉事務所や金融機関等の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者から毎月の生活保護費から天引きしてほしいという依頼を受けることも少なくない。このような中、最低限の生活を維持できる範囲内で、被保護者からの依頼（同意）の下、保護費との調整ができれば、被保護者の納付漏れの防止、並びに福祉事務所の納付指導に費やす事務負担が軽減される。法改正は、未納の減少及び適切な債権管理に資するなど、両者にとって有益であることは明らかであり、早期の実現を望むものである。

○法第63条返還金及び法第78条徴収金については、保護費との調整と納付書による対応が混在しており、現場のケースワーカーや債務者から保護費との調整に統一できないかという意見がある。

○法第63条返還金については、本来であれば一括で返還すべきものを、収入があったことを被保護者がすみやかに申告せずに消費してしまう事例が見受けられる。一括での返還が不可能の場合は、履行延期の特約により、やむを得ず分割での返還を認めることとなるが、納付書払では納付が滞ることが非常に多く、未納の債権額が増大する原因となっている。

○当市は複数町村合併があったため行政域が広く、また都市部と違い、十分な公共交通機関もない。よって法第63条費用返還金の分割納付を行う被保護者については、納付月ごとに金融機関等での納付手続きに、少なくない負担を強いている。被保護者の同意が前提ではあるが、保護金品からの直接返還が可能となれば本人の負担減となるだけでなく、分納計画に基づく確実な納付も見込まれると考える。

○当市においても、法63条返還金の支払いについて、高齢や傷病、障害等で金融機関や区役所窓口での納付が困難な生活保護受給者を中心に、支給保護費から直接差し引きを求める声は以前から多く寄せられている。

今後、法78条徴収金の取り扱いと同様に、本人が申し出た場合に限り保護費との調整が可能となれば、保護受給者の利便性の向上が図れるほか、回収率の向上につながるものと考えられる。但し、法63条返還金と法78条徴収金では、発生の性質が異なるため、より慎重な検討が必要である。

○県内の各福祉事務所においても、法第63条による債権について、一括納付できない場合の債権管理や納入指導に多大な時間や労力が割かれている現状にある。また、対象者から、納入手続が煩わしいため、支給される保護費と調整してほしいとの要望が寄せられることも度々ある。このように対象者からの要望・同意がある場合に、法第78条と法第63条とで保護費との調整の可否を区別する必要性は薄いと考えられる。制度改正により、対象者と実施機関双方にメリットをもたらすものと考えられる。

○生活保護法に基づく返還金について、ケースワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、返還を忘れて本来返還すべき金銭を使ってしまい、納付が困難になるケースも発生している。これらは、返還金の回収率が改善しない原因の1つになっており、現場のケースワーカーの中にも保護費との調整を求める声がある。平成25年の法改正により、不正受給を原因とする徴収金については、本人の同意があれば生活保護費との調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の同意があれば被保護者が自身の判断で調整を許容しているといえるため、岐阜市と同様に改正をお願いしたい。

○返還金を毎月支払う意思があるが、近所に金融機関がないため支払いが滞っているケースがある。また、保護費からの代納を希望するケースもある。生活保護費から直接返還金に充当することで、被保護者の負担軽減、事務の効率化及び徴収率の向上につながる。

○生活保護法第63条返還金については、保護費との調整が認められていないため、納付書払いによる納入指導を行っているが、納付が滞ることが多く、未納額は増大する一方である。また、高齢や疾病、障害等により、納付に出向くことが困難な被保護者もあり、保護費から調整してほしいという要望を受けることも少なくない。法第63条返還金についても法78条徴収金と同様に、保護費と調整することが可能となるよう法が改正されると、不良債権の減少、不納欠損の減少による国庫負担金の減少、事務負担の軽減、また、返還する者にとっても利便性の向上が図られる。

○本市における63条債権に係る収入未済額は、平成26年度960件、172,387千円と年々件数、金額とも増加傾向が顕著である。63条債権の場合、生活保護法第78条の2に規定する毎月の保護費との調整という手法が法的に整備されていないことから、より返済が滞りやすい傾向にある。63条債権の円滑かつ確実な徴収業務に資するもであることから本提案に賛同するものである。

○本市においても、法第63条による返還金の多くは一括返還が困難で分割納付となっている。納付にあたっては被保護者本人に金融機関で納入してもらっているが、被保護者には高齢者や障害・傷病を持つ者が多く、毎月の納付手続きが負担になっている状況が見られ、支給される保護費から差し引いてもらいたいとの要望が多い。

○法第63条による返還金については、被保護者に対して、少しずつでも分納に応じてもらうよう、ケースワーカーが働きかけている。しかし、被保護者が納付書を持って金融機関に支払いに行くという現行の方法では、納付の効率性や確実性に欠け、結果として翌年度に繰り越す債権額が増大している。また、被保護者への返還金の督促や債権管理は、ケースワーカーの負担にもなっている。提案市と同様に制度改正が必要だと考える。

○63条返還金は強制徴収公債権ではありませんが、78条徴収金と同じく返還してもらわなければいけない債権に変わりはありません。債権の数としても、63条返還金の方が多く、被保護者が支給された保護費からお金を納付書にて払うという手間があります。適正な債権管理という点からも、被保護者の同意を得られれば納め忘れもなくなり効率的ではないかと考えます。

各府省からの第1次回答

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であり、生活保護費は、その最低限度の生活の需要を満たし、かつそれを超えない基準で支給されるものである。また、生活保護法(昭和25年法律第144号)(以下「法」という。)第58条において被保護者の保護金品を受ける権利の差押禁止規定が設けられている。

このような制度のもと、先般の法改正において、法第78条による徴収金債権については、あくまで被保護者本人に帰責事由のある不正受給によるものであることや、本人からの申出があった場合に限定することなどから、法第78条の2にて保護費と調整する規定が例外的に設けられたところである。

これに対し、法第63条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、例えば、法第63条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれることから、こうした債権について保護費とあらかじめ調整することが生活保護法の趣旨に反しないか、といった課題

があり、慎重な検討を要すると考えている。

なお、現行法に基づく各地方公共団体による運用の中でも、例えば地方自治法施行令第 155 条において歳入の納付方法の 1 つとして口座振替が認められており、被保護者本人の同意に基づきこうした方法を活用することにより、被保護者が福祉事務所や金融機関に向いて返還金を支払うといった負担を軽減し、また保護の実施機関が債権を適正に回収することが可能になると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、返還金債権と徴収金債権の本質は、「定められた額を市に納入しなければならず、そのため、返還・徴収の実効性を確保する必要がある。」という点で一致することから、返還金も法第 78 条の 2 と同様の規定を設けることを求めるものである。

平成 27 年提案(管理番号 181)二次回答によると、法第 78 条の 2 は「本人の同意がある。」、「市と被保護者双方が生活維持に支障ないと判断する。」という 2 つの要件が満たされる前提で新設されたものであり、提案する返還金の保護費調整も当該要件を満たしている。

また、提案で示す被保護者の要望は、債権発生に責のない者の意見を含んでおり、返還金の債権発生原因を含む決定内容は、予め通知や市との協議で被保護者に伝達しており、被保護者は自身に責任がないことを認識の上でなお保護費調整を望んでいるものである。

返還金と徴収金の違いは、一次回答のとおり債権発生原因のみだが、上述から、被保護者の帰責性の有無で保護費調整の可否を判断すべきでなく、両債権を別異に取り扱う必要はない。

以上から提案する返還金の保護費調整は、法第 78 条の 2 と同様に上限額、返還方法等を法制度で保障するものであり、被保護者の受給権を保護し、最低生活を保障する法の趣旨に合致する。

加えて、被保護者の納付手続を簡略化する等、特に今後増加が見込まれる高齢者の手続負担を軽減できる利便がある。

よって再検討を求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八尾市】

生活保護法の性質上、被保護者の保護金品については、法第 58 条の差押禁止規定によるべく、これは絶対的なものであって、弾力的解釈を許さないものとして、法が構築されたと認識しています。

しかし、生活保護行政運営上の現実的要請を受けた法第 78 条の 2 の創設は、「徴収金の確実な徴収を図る観点から、受給権譲渡禁止(法第 59 条)の例外となるが、本人の申出による(本人の同意がある)ものであるため、受給権保護との関係で問題にはならず、また、保護費との相殺に係る規定は、不正受給徴収金の徴収方法の特例であり、法律的には、差押禁止規定(法第 58 条)と矛盾をするという事はない。」と説明されていますが、まさしく、「弾力的解釈」に道を開いた規定であったと理解しています。

法第 63 条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、慎重な検討を要するとは考えますが、「自ら申し出をした生活保護の受給者に限るとのこと、また、保護費から差し引く金額についても、保護の実施機関が最低生活の保障に支障がないと個別具体的に判断をされた範囲内にとどめること」等々の要件を明確化すれば、次期法改正のメニューのひとつに充分なると考えます。

法改正については、基準部会とは別の検討の場が開始されると聞いています。平成 29 年度の次期生活保護制度の在り方等の見直しに当たっては、十分な時間的余裕をもって地方と協議し、地方の意見を十分に踏まえていただくようお願いします。

【長崎市】

口座振替については、被保護者の負担軽減の観点からも有効であると判断されるが、何らかの事情で預貯金口座を持たない被保護者が存在すること及び口座振替時における残高不足等による振替不能ケースが生じる可能性も考えられることから、債権発生原因や被保護者の生活状況を考慮したうえで、本人からの申出又は同意があった場合に限定する等の条件の下、納入の利便性等に寄与する方法として、口座振替の方法と併せて、保護費との調整による徴収方法も一つの選択肢として運用できた方が、徴収経費の軽減、徴収手続の簡素化及びより確実な収納指導に繋がるとともに、収納率増加への効果も期待されることから、当該意見も踏まえて今後検討を行ってほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、検討に当たっては、生活保護制度が、憲法第 25 条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であることに留意すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)及び「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議)において、平成 29 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る平成 30 年通常国会への法案提出を含む)とされているため、本提案についても、この中で実現に向けて検討していただきたい。また、事前調査の実施など今後の検討スケジュールを示していただきたい。

○ 口座振替は、振替前に保護費が全額引き出されてしまう等の課題があり、債権回収手段として十分ではないことを認識しているのであれば、差押え可能な資産等が乏しいと考えられる被保護者については地方自治法等の規定に基づく強制執行等の手続による債権回収はほぼ見込めないため、確実な債権回収手段を確保する必要があるとの前提で、本提案の実現を図っていただきたい。

○ 「(生活保護)法第 63 条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれる」とのことであるが、被保護者の帰責事由の有無により、債権額の調定に当たって一定の配慮をすることなどで、本提案を実現できるのではないか。

○ 返還金の債権者となる保護の実施機関は保護の決定権限も有しているため、被保護者の(生活保護法第 78 条の 2 に規定する)申出の任意性に疑義が生じうるとのことであるが、被保護者の申出の任意性を担保する手段を併せて講じることで、本提案を実現できるのではないか。

各府省からの第 2 次回答

生活保護法第 63 条の費用返還義務に基づき生じる債権をあらかじめ保護費と調整することについては、法第 78 条の 2 における不正受給による徴収金と保護費との調整規定と同様に、憲法第 25 条の理念に基づき最低限度の生活を過不足なく満たす生活保護制度の趣旨に反しない規定となりうるかといった論点を法的に整理し、既存の調査結果の分析や地方公共団体の意見の聴取等を経た上で、生活保護法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 104 号)附則第 2 条に基づき同法施行後 5 年を目途に行われる生活保護制度の見直しの中で検討していく必要があると考える。今年度中を目処に、審議会の部会を設置し、制度見直しに向けた議論を開始する予定である。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(9)生活保護法(昭 25 法 144)

(iii)費用返還義務(63 条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78 条)に基づき生じる債権についての 78 条の 2 による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平 25 法 104)附則 2 条に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成 29 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

204

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護の返還金の徴収方法の弾力化

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護費との調整を可能とし、被保護者の負担軽減や納付忘れ防止に繋げることができるよう、法の改正を求める。

具体的な支障事例

広島市では、平成28年3月時点で約27,000人が生活保護を受給しているが、年金の遡及受給や一時的な所得など、様々な理由によって被保護者に対する返還金に係る債権が発生している(生活保護法第63条に基づく返還金については平成26年度は1,646件)。

こうした返還金については、ケースワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。

また、返還を忘れて本来返還すべき金銭を使ってしまい、納付が困難になるケースも発生している。

これらは、返還金の回収率が改善しない原因の1つになっており、現場のケースワーカーの中にも保護費との調整を求める声がある。

平成25年の法改正により、不正受給を原因とする徴収金については、本人の申出があれば生活保護費との調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の申出があれば被保護者が自身の判断で調整を許容しているといえるため、同様の改正をお願いしたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

被保護者にとって、福祉事務所の窓口や金融機関まで出向くことなく返還金を納めることが可能になり、負担の軽減になる。

また、被保護者に対して督促を行うことが不要となるなどケースワーカーの負担の軽減にも資する。

さらに、生活保護費と調整することで被保護者による納付忘れを防ぐことができることにより未納が減少となる結果、適切な債権管理に資する。

根拠法令等

生活保護法第63条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、青森県、川越市、秩父市、千葉県、千葉市、新宿区、青梅市、横浜市、浜松市、春日井市、刈谷市、豊田市、滋賀県、京都府、城陽市、堺市、茨木市、八尾市、寝屋川市、加古川市、宍粟市、新見市、西条市、長崎

市、雲仙市、大村市、大分県

○返還金については、各担当ケースワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、返還を忘れ本来返還すべき金銭を使ってしまい、納付が困難になるケースも発生している。平成25年の法改正により、不正受給を原因とする徴収金については、本人の同意があれば生活保護費との調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の同意があれば被保護者が自身の判断で調整を許容しているといえるため、同様の改正を行うことにより、返還金の徴収の効率化が図れる。

○本市における生活保護受給者も高齢者世帯が増加傾向にあり、そのような中、返還金を各月に分割して支払う被保護者においては、毎月金融機関等の窓口で支払うことが負担となっているところである。また、障害や傷病世帯においても高齢者世帯と同様の事例が生じている。

○本市では、法第63条返還金の納付方法について、被保護者の申出により、保護費口座から自動的に納付額を引き落とす口座振替の手法を取り入れている。この納付方法により、被保護者は福祉事務所の窓口や金融機関まで出向くことなく返還金を納めることが可能となり負担軽減となっているが、口座残高不足による振替不能が発生しておりこれからの課題となっている。

○返還金を各月に分割して支払う被保護者の中には、毎月金融機関等の窓口で支払うことは負担となるため、支給される保護金品から直接返還に充てたいとの希望者は多く、債権管理上もこうした制度が導入されれば、事務担当者の負担は少なからず軽減される。法第78条に規定する徴収金と比較し強制徴収性に違いはあるが、被保護者が保護金品の一部を返還金に充てる真摯な意思が確実に確認された場合は、返還金についても徴収金と同様の方法を認められたい。

○本市においても、法第63条による返還金を分割して返還しているケースが多数あるが、支払う意思があるのに、納付書を紛失してしまったり、病気などで金融機関まで支払いに行くのが困難になる等の理由で、支払いが滞る場合がある。保護金品からの直接返還に充てることは、被保護者の支払手続きの簡略化や負担軽減になると共に、実施機関においても事務が軽減されるため、その効果は非常に大きい。

○法第63条の返還金においては、生活保護費との調整が認められていない状況から、納付の際に福祉事務所や金融機関の窓口に出向き納めていただく必要がある。しかし、被保護者の中には、高齢や障害、就労の状況等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口に出向くことが難しい場合や納付を忘れ、本来返還すべき金銭を使用してしまい、返還が困難になる場合もある。このことから、法第78条と同様の取り扱いが認められることで、返還金等の適正な管理と被保護者の負担軽減を図ることができる。

○本市では、生活保護法第63条に基づく返還金が、平成26年度は1,868件あり、それに伴い、実施機関は、毎月、納付書発行等の事務及び被保護者への納付書の郵送代等の負担が生じている。また、被保護者は、直接、金融機関の窓口に出向いて納付する方法となるため、それが加重的な負担となっており、納付忘れ等が発生する要因の一つとなっている。制度改正により、被保護者の利便性の向上及び未納の防止、実施機関の事務負担軽減及び経費の節減に大きな効果があると考えられる。

○本市でも、法第63条返還金の回収は十分ではない。返還金については、ケースワーカーが被保護者に説明を行い一括返還を求めているが、結局のところ被保護者が一部又はその大半を消費している事例も数多くあり、やむをえず納付書払による分割納付を認めている。しかしながら、納付書払による方法は、納付が滞ることが多く、未納債権は増大する一方で、今後の適正な債権管理に支障をきたすことが懸念される。生活保護費の支給日当日又はその数日以内に納付書払の指導を行うも、日中は就労中、あるいは高齢や障がい等により本市福祉事務所や金融機関等の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者から毎月の生活保護費から天引きしてほしいという依頼を受けることも少なくない。このような中、最低限の生活を維持できる範囲内で、被保護者からの依頼(同意)の下、保護費との調整ができれば、被保護者の納付漏れの防止、並びに福祉事務所の納付指導に費やす事務負担が軽減される。法改正は、未納の減少及び適切な債権管理に資するなど、両者にとって有益であることは明らかであり、早期の実現を望むものである。

○本市においても、法63条返還金の支払いについて、高齢や傷病、障害等で金融機関や区役所窓口での納付が困難な生活保護受給者を中心に、支給保護費から直接差し引きを求める声は以前から多く寄せられている。今後、法78条徴収金の取り扱いと同様に、本人が申し出た場合に限り保護費との調整が可能となれば、保護受給者の利便性の向上が図れるほか、回収率の向上につながるものと考えられる。但し、法63条返還金と法78条徴収金では、発生の性質が異なるため、より慎重な検討が必要である。

○法第63条返還金及び法第78条徴収金については、保護費との調整と納付書による対応が混在しており、現場のケースワーカーや債権者から保護費との調整に統一できないかという意見がある。

○法第63条返還金については、本来であれば一括で返還すべきものを、収入があったことを被保護者がすみやかに申告せずに消費してしまう事例が見受けられる。一括での返還が不可能の場合は、履行延期の特約に

より、やむを得ず分割での返還を認めることとなるが、納付書払では納付が滞ることが非常に多く、未納の債権額が増大する原因となっている。

○当市は合併により行政域が広く、また都市部と違い、十分な公共交通機関もない。法第 63 条費用返還金の分割納付を行う被保護者については、納付月ごとに金融機関等での納付手続きに、少なくない負担を強いている。被保護者の同意が前提ではあるが、保護金品からの直接返還が可能となれば本人の負担減となるだけでなく、分納計画に基づく確実な納付も見込まれると考える。

○本県内の各福祉事務所においても、法第63条による債権について、一括納付できない場合の債権管理や納入指導に多大な時間や労力が割かれている現状にある。また、対象者から、納入手続きが煩わしいため、支給される保護費と調整してほしいとの要望が寄せられることも度々ある。このように対象者からの要望・同意がある場合に、法第78条と法第63条とで保護費との調整の可否を区別する必要性は薄いと考えられる。制度改正により、対象者と実施機関双方にメリットをもたらすものと考えられる。

○返還金を毎月支払う意思があるが、近所に金融機関がないため支払いが滞っているケースがある。また、保護費からの代納を希望するケースもある。生活保護費から直接返還金に充当することで、被保護者の負担軽減、事務の効率化及び徴収率の向上につながる。

○本市における 63 条債権に係る収入未済額は、平成 26 年度 960 件、172,387 千円と年々件数、金額とも増加傾向が顕著である。63 条債権の場合、生活保護法第 78 条の 2 に規定する毎月の保護費との調整という手法が法的に整備されていないことから、より返済が滞りやすい傾向にある。63 条債権の円滑かつ確実な徴収業務に資するもであることから本提案に賛同するものである。

○本市においても法第 63 条による返還金は毎年 100 件以上発生している。納付にあたっては被保護者本人に金融機関で納入してもらっているが、被保護者には高齢者や障害・傷病を持つ者が多く、納付手続きが負担になっている状況が見られ、支給される保護費から差し引いてもらいたいとの要望が多い。また、一括返還が困難なため長期間に渡る分割納付となるケースも多く、過年度分を含めると法第 63 条による返還金の債権は件数・金額ともに増え続けており、ケースワーカーと経理担当者にとって催告等の債権管理の事務の負担も大きくなっている。

○法第 63 条による返還金については、被保護者に対して、少しずつでも分納に応じてもらうよう、ケースワーカーが働きかけている。しかし、被保護者が納付書を持って金融機関に支払いに行くという現行の方法では、納付の効率性や確実性に欠け、結果として翌年度に繰り越す債権額が増大している。また、被保護者への返還金の督促や債権管理は、ケースワーカーの負担にもなっている。提案市と同様に制度改正が必要だと考える。

○63 条返還金は強制徴収公債権ではありませんが、78 条徴収金と同じく返還してもらわなければいけない債権に変わりはありません。債権の数としても、63 条返還金の方が多く、被保護者が支給された保護費からお金を納付書にて払うという手間があります。適正な債権管理という点からも、被保護者の同意を得られれば納め忘れもなくなり効率的ではないかと考えます。

各府省からの第 1 次回答

生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であり、生活保護費は、その最低限度の生活の需要を満たし、かつそれを超えない基準で支給されるものである。また、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)(以下「法」という。)第 58 条において被保護者の保護金品を受ける権利の差押禁止規定が設けられている。

このような制度のもと、先般の法改正において、法第 78 条による徴収金債権については、あくまで被保護者本人に帰責事由のある不正受給によるものであることや、本人からの申出があった場合に限定することなどから、法第 78 条の 2 にて保護費と調整する規定が例外的に設けられたところである。

これに対し、法第 63 条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、例えば、法第 63 条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれることから、こうした債権について保護費とあらかじめ調整することが生活保護法の趣旨に反しないか、といった課題があり、慎重な検討を要すると考えている。

なお、現行法に基づく各地方公共団体による運用の中でも、例えば地方自治法施行令第 155 条において歳入の納付方法の 1 つとして口座振替が認められており、被保護者本人の同意に基づきこうした方法を活用することにより、被保護者が福祉事務所や金融機関に出向いて返還金を支払うといった負担を軽減し、また保護の実施機関が債権を適正に回収することが可能になると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

法第 63 条の債権発生原因の中には、法第 78 条と異なり、被保護者に責がないものもあるが、法第 63 条の

返還金も法第 78 条の徴収金も、過払いとなった生活保護費を回収するものであり、被保護者が地方公共団体に支払い、地方公共団体が収納しなければならない債権であることに違いはない。

法第 63 条の返還金を生活保護費と調整することにより、被保護者にとっても、福祉事務所や金融機関に向く必要がなくなり、また、払い忘れを防ぐことができるようになるなどの利点がある。法第 63 条の返還金の生活保護費との調整については、被保護者から月々の調整額を付して返還金に充てることの申出がある場合に限定することにより、生活保護法の趣旨に反しないものとなるを考える。

口座振替による方法については、振替手数料が 1 件あたり毎月 10 円程度かかるほか、被保護者が口座振替処理の前に、保護費を引き出すと、振替ができない可能性がある。

このため、被保護者に責がないものも含めて、法第 63 条による返還金について、本人からの申出がある場合は、生活保護費との調整を行うことができるよう法改正を行っていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八尾市】

生活保護法の性質上、被保護者の保護金品については、法第 58 条の差押禁止規定によるべく、これは絶対的なものであって、弾力的解釈を許さないものとして、法が構築されたと認識しています。

しかし、生活保護行政運営上の現実的要請を受けた法第 78 条の 2 の創設は、「徴収金の確実な徴収を図る観点から、受給権譲渡禁止(法第 59 条)の例外となるが、本人の申出による(本人の同意がある)ものであるため、受給権保護との関係で問題にはならず、また、保護費との相殺に係る規定は、不正受給徴収金の徴収方法の特例であり、法律的には、差押禁止規定(法第 58 条)と矛盾をするという事はない。」と説明されていますが、まさしく、「弾力的解釈」に道を開いた規定であったと理解しています。

法第 63 条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、慎重な検討を要するとは考えますが、「自ら申し出をした生活保護の受給者に限るとのこと、また、保護費から差し引く金額についても、保護の実施機関が最低生活の保障に支障がないと個別具体的に判断をされた範囲内にとどめること」等々の要件を明確化すれば、次期法改正のメニューのひとつに充分なると考えます。

法改正については、基準部会とは別の検討の場が開始されると聞いています。平成 29 年度の次期生活保護制度の在り方等の見直しに当たっては、十分な時間的余裕をもって地方と協議し、地方の意見を十分に踏まえていただくようお願いします。

【長崎市】

口座振替については、被保護者の負担軽減の観点からも有効であると判断されるが、何らかの事情で預貯金口座を持たない被保護者が存在すること及び口座振替時における残高不足等による振替不能ケースが生じる可能性も考えられることから、債権発生原因や被保護者の生活状況を考慮したうえで、本人からの申出又は同意があった場合に限定する等の条件の下、納入の利便性等に寄与する方法として、口座振替の方法と併せて、保護費との調整による徴収方法も一つの選択肢として運用できた方が、徴収経費の軽減、徴収手続きの簡素化及びより確実な収納指導に繋がるとともに、収納率増加への効果も期待されることから、当該意見も踏まえて今後検討を行ってほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、検討に当たっては、生活保護制度が、憲法第 25 条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であることに留意すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)及び「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議)において、平成 29 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る平成 30 年通常国会への法案提出を含む)とされているため、本提案についても、この中で実現に向けて検討していただきたい。また、事前調査の実施など今後の検討スケジュールを示していただきたい。

○ 口座振替は、振替前に保護費が全額引き出されてしまう等の課題があり、債権回収手段として十分ではないことを認識しているのであれば、差押え可能な資産等が乏しいと考えられる被保護者については地方自治法等の規定に基づく強制執行等の手続による債権回収はほぼ見込めないため、確実な債権回収手段を確保する

必要があるとの前提で、本提案の実現を図っていただきたい。

○ 「(生活保護)法第 63 条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれる」とのことであるが、被保護者の帰責事由の有無により、債権額の調定に当たって一定の配慮をすることなどで、本提案を実現できるのではないか。

○ 返還金の債権者となる保護の実施機関は保護の決定権限も有しているため、被保護者の(生活保護法第 78 条の 2 に規定する)申出の任意性に疑義が生じうることであるが、被保護者の申出の任意性を担保する手段を併せて講じることで、本提案を実現できるのではないか。

各府省からの第2次回答

生活保護法第 63 条の費用返還義務に基づき生じる債権をあらかじめ保護費と調整することについては、法第 78 条の 2 における不正受給による徴収金と保護費との調整規定と同様に、憲法第 25 条の理念に基づき最低限度の生活を過不足なく満たす生活保護制度の趣旨に反しない規定となりうるかといった論点を法的に整理し、既存の調査結果の分析や地方公共団体の意見の聴取等を経た上で、生活保護法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 104 号)附則第 2 条に基づき同法施行後 5 年を目途に行われる生活保護制度の見直しの中で検討していく必要がある

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(9)生活保護法(昭 25 法 144)

(iii)費用返還義務(63 条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78 条)に基づき生じる債権についての 78 条の 2 による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平 25 法 104)附則 2 条に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成 29 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

262

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護費と返還金の調整

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法(以下「法」という。)第 63 条に基づき生じる債権の非免責化については、平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針で、今後検討を行い必要な措置を講ずるとされているが、公的扶助を適切に運用する観点から、法第 63 条による返還金について、法 78 条による徴収金と同様に被保護者から申出があった場合、保護費と調整をすることが出来るなど早期に法改正を検討し、適切な措置を講ずること。

具体的な支障事例

法第 63 条返還金については、保護費との調整が認められておらず、納付書払等による納入指導を行うものの、納付が滞ることが多く、未納の債権額が増大してしまうのが現状である。

例えば、年金の遡及受給や交通事故保険金等の一時的な所得は、本来であれば法第 63 条返還金として一括で返還すべきものを、すみやかに収入申告せず消費してしまう事例が後を絶たない。

この場合、やむを得ず分割での返還を求めることとなるが、納付書払となるため納付が滞ることが非常に多く、未納の債権額が増大する原因となっている。

被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい方もおり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、現場のケースワーカーの中にも保護費との調整を求める声がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

返還率の向上による不良債権の減少、不能欠損の減少、ひいては国庫負担金の減少につながるものと考えられる。これは会計検査院の求める「生活保護費に係る返還金等の適正な債権管理」の趣旨に沿ったものとなる。

また、実施機関にとっては、納付書払いによる納入指導や、未納による督促の作業等、実施機関の業務量軽減にもつなげることができる。

さらに、返還する側にとっても、「納付書払いによる金融機関に毎月出向く手間を省くこと」、「納付忘れを防ぐこと」が可能となり、利便性の向上が期待できるものである。

根拠法令等

生活保護法第 63 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、青森県、川越市、秩父市、千葉県、新宿区、青梅市、横浜市、浜松市、安曇野市、春日井市、刈谷市、豊田市、滋賀県、城陽市、茨木市、八尾市、寝屋川市、加古川市、西条市、長崎市、雲仙市、大村市、大分県

○本市においても、生活保護法第63条に基づく返還金に関する債権について、適切な管理に務め、未納債権の発生防止の取組みを行っているが、一部の債権においては、左記事例と同様に収入後に消費してしまい、未納となるものが発生している。未納債権が発生すると、督促をはじめ、相続の確認等の様々な事務が発生し、職員の業務量の増加や事務の複雑化により保護の実施に支障をきたしかねない状況になっている。未納債権の発生防止には保護費との調整が効果的であり、生活保護法第78条による徴収金の徴収事務において実証されている。

○返還金については、各担当ケースワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、返還を忘れ本来返還すべき金銭を使ってしまい、納付が困難になるケースも発生している。平成25年の法改正により、不正受給を原因とする徴収金については、本人の同意があれば生活保護費との調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の同意があれば被保護者が自身の判断で調整を許容しているといえるため、同様の改正を行うことにより、返還金の徴収の効率化が図れる。

○本市における生活保護受給者も高齢者世帯が増加傾向にあり、そのような中、返還金を各月に分割して支払う被保護者においては、毎月金融機関等の窓口で支払うことが負担となっているところである。また、障害や傷病世帯においても高齢者世帯と同様の事例が生じている。

○本市では、法第63条返還金の納付方法について、被保護者の申出により、保護費口座から自動的に納付額を引き落とし口座振替の手法を取り入れている。この納付方法により、被保護者は福祉事務所の窓口や金融機関まで出向くことなく返還金を納めることが可能となり負担軽減となっているが、口座残高不足による振替不能が発生しておりこれからの課題となっている。

○本市においても、法第63条による返還金を分割して返還しているケースが多数あるが、支払う意思があるのに、納付書を紛失してしまったり、病気などで金融機関まで支払いに行くのが困難になる等の理由で、支払いが滞る場合がある。保護金品からの直接返還に充てることは、被保護者の支払手続きの簡略化や負担軽減になると共に、実施機関においても事務が軽減されるため、その効果は非常に大きい。

○法第63条の返還金においては、生活保護費との調整が認められていない状況から、納付の際に福祉事務所や金融機関の窓口に出向き納めていただく必要がある。しかし、被保護者の中には、高齢や障害、就労の状況等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口に出向くことが難しい場合や納付を忘れ、本来返還すべき金銭を使用してしまい、返還が困難になる場合もある。このことから、法第78条と同様の取り扱いが認められることで、返還金等の適正な管理と被保護者の負担軽減を図ることができる。

○本市においても、法63条返還金の支払いについて、高齢や傷病、障害等で金融機関や区役所窓口での納付が困難な生活保護受給者を中心に、支給保護費から直接差し引きを求める声は以前から多く寄せられている。今後、法78条徴収金の取り扱いと同様に、本人が申し出た場合に限り保護費との調整が可能となれば、保護受給者の利便性の向上が図れるほか、回収率の向上につながるものと考えられる。但し、法63条返還金と法78条徴収金では、発生 の 性質が異なるため、より慎重な検討が必要である。

○法第63条返還金及び法第78条徴収金については、保護費との調整と納付書による対応が混在しており、現場のケースワーカーや債務者から保護費との調整に統一できないかという意見がある。

○法第63条返還金については、本来であれば一括で返還すべきものを、収入があったことを被保護者がすみやかに申告せずに消費してしまう事例が見受けられる。一括での返還が不可能の場合は、履行延期の特約により、やむを得ず分割での返還を認めることとなるが、納付書払では納付が滞ることが非常に多く、未納の債権額が増大する原因となっている。

○本市は合併により行政域が広く、また都市部と違い、十分な公共交通機関もない。よって法第63条費用返還金の分割納付を行う被保護者については、納付月ごとに金融機関等での納付手続きに、少なくない負担を強いっている。被保護者の同意が前提ではあるが、保護金品からの直接返還が可能となれば本人の負担減となるだけでなく、分納計画に基づく確実な納付も見込まれると考える。

○本市における63条債権に係る収入未済額は、平成26年度960件、172,387千円と年々件数、金額とも増加傾向が顕著である。63条債権の場合、生活保護法第78条の2に規定する毎月の保護費との調整という手法が法的に整備されていないことから、より返済が滞りやすい傾向にある。63条債権の円滑かつ確実な徴収業務に資するものであることから本提案に賛同するものである。

○本市においても法第63条による返還金は毎年100件以上発生している。納付にあたっては被保護者本人に金融機関で納入してもらっているが、被保護者には高齢者や障害・傷病を持つ者が多く、納付手続きが負担になっている状況が見られ、支給される保護費から差し引いてもらいたいとの要望が多い。また、一括返還が困難なため長期間に渡る分割納付となるケースも多く、過年度分を含めると法第63条による返還金の債権は件数・金額ともに増え続けており、ケースワーカーと経理担当者にとって催告等の債権管理の事務の負担も大きくなっ

ている。

○法第 63 条による返還金については、被保護者に対して、少しずつでも分納に応じてもらうよう、ケースワーカーが働きかけている。しかし、被保護者が納付書を持って金融機関に支払いに行くという現行の方法では、納付の効率性や確実性に欠け、結果として翌年度に繰り越す債権額が増大している。また、被保護者への返還金の督促や債権管理は、ケースワーカーの負担にもなっている。提案市と同様に制度改正が必要だと考える。

○63 条返還金は強制徴収公債権ではありませんが、78 条徴収金と同じく返還してもらわなければいけない債権に変わりはありません。債権の数としても、63 条返還金の方が多く、被保護者が支給された保護費からお金を納付書にて払うという手間があります。適正な債権管理という点からも、被保護者の同意を得られれば納め忘れもなくなり効率的ではないかと考えます。

各府省からの第 1 次回答

生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であり、生活保護費は、その最低限度の生活の需要を満たし、かつそれを超えない基準で支給されるものである。また、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)(以下「法」という。)第 58 条において被保護者の保護金品を受ける権利の差押禁止規定が設けられている。

このような制度のもと、先般の法改正において、法第 78 条による徴収金債権については、あくまで被保護者本人に帰責事由のある不正受給によるものであることや、本人からの申出があった場合に限定することなどから、法第 78 条の 2 にて保護費と調整する規定が例外的に設けられたところである。

これに対し、法第 63 条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、例えば、法第 63 条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれることから、こうした債権について保護費とあらかじめ調整することが生活保護法の趣旨に反しないか、といった課題があり、慎重な検討を要すると考えている。

なお、現行法に基づく各地方公共団体による運用の中でも、例えば地方自治法施行令第 155 条において歳入の納付方法の 1 つとして口座振替が認められており、被保護者本人の同意に基づきこうした方法を活用することにより、被保護者が福祉事務所や金融機関に出向いて返還金を支払うといった負担を軽減し、また保護の実施機関が債権を適正に回収することが可能になると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、強制的に調整することができるように求めるものではなく、あくまでも本人からの申出があれば調整することができるように求めるものである。

生活保護法では、第 63 条による返還金について返還義務が明記されており、債権発生原因によって、返還義務に軽重が生じるものでもなく、全額公費で賄われている生活保護制度において、確実に被保護者に返還を求めなければならないという点では第 78 条による徴収金と何ら差異はない。

また、第 63 条返還金の中には、被保護者が保険金等を未申告のまま消費した結果、一括納付できず止む無く分割納付しているものがあり、被保護者に責がありながら調整納付できるのが 78 条徴収金に限定するのは公平性に欠けていると考える。

「生活保護費はその最低限度の生活の需要を満たし、かつそれを超えない基準で支給されるものである」という法の趣旨から調整が困難ということであれば、保護費のやり繰りにより返還金を求めること自体が、そもそも法の趣旨に反していないかという疑問が生じる。

なお、差押禁止規定については、①本人の申出、②月々の返還金の額への配慮、③撤回の自由の担保、これらの手続を踏むことで生活保護法の趣旨に反しないと考える。

口座振替については、①手数料の負担②口座振替前に全ての預金を引き出されることによる振替不能などのため納付書払への振り替えや納付指導・督促等債権管理や手続きが煩雑となる問題がある。また一部の指定都市において口座振替による返還金の納付を実施しているが、口座振替を実施していない指定都市と比べて収納率が高くなっているというデータはなく、口座振替の実施が適正な債権の回収に繋がるものではない。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八尾市】

生活保護法の性質上、被保護者の保護金品については、法第 58 条の差押禁止規定によるべく、これは絶対的なものであって、弾力的解釈を許さないものとして、法が構築されたと認識しています。

しかし、生活保護行政運営上の現実的要請を受けた法第 78 条の 2 の創設は、「徴収金の確実な徴収を図る観

点から、受給権譲渡禁止(法第 59 条)の例外となるが、本人の申出による(本人の同意がある)ものであるため、受給権保護との関係で問題にはならず、また、保護費との相殺に係る規定は、不正受給徴収金の徴収方法の特例であり、法律的には、差押禁止規定(法第 58 条)と矛盾をすることは無い。」と説明されていますが、まさしく、「弾力的解釈」に道を開いた規定であったと理解しています。

法第 63 条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、慎重な検討を要するとは考えますが、「自ら申し出をした生活保護の受給者に限るとのこと、また、保護費から差し引く金額についても、保護の実施機関が最低生活の保障に支障がないと個別具体的に判断をされた範囲内にとどめること」等々の要件を明確化すれば、次期法改正のメニューのひとつに充分なると考えます。

法改正については、基準部会とは別の検討の場が開始されると聞いています。平成 29 年度の次期生活保護制度の在り方等の見直しに当たっては、十分な時間的余裕をもって地方と協議し、地方の意見を十分に踏まえていただくようお願いします。

【長崎市】

口座振替については、被保護者の負担軽減の観点からも有効であると判断されるが、何らかの事情で預貯金口座を持たない被保護者が存在すること及び口座振替時における残高不足等による振替不能ケースが生じる可能性も考えられることから、債権発生原因や被保護者の生活状況を考慮したうえで、本人からの申出又は同意があった場合に限定する等の条件の下、納入の利便性等に寄与する方法として、口座振替の方法と併せて、保護費との調整による徴収方法も一つの選択肢として運用できた方が、徴収経費の軽減、徴収手続きの簡素化及びより確実な収納指導に繋がるとともに、収納率増加への効果も期待されることから、当該意見も踏まえて今後検討を行ってほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、検討に当たっては、生活保護制度が、憲法第 25 条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であることに留意すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)及び「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議)において、平成 29 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る平成 30 年通常国会への法案提出を含む)とされているため、本提案についても、この中で実現に向けて検討していただきたい。また、事前調査の実施など今後の検討スケジュールを示していただきたい。

○口座振替は、振替前に保護費が全額引き出されてしまう等の課題があり、債権回収手段として十分ではないことを認識しているのであれば、差押え可能な資産等が乏しいと考えられる被保護者については地方自治法等の規定に基づく強制執行等の手続による債権回収はほぼ見込めないため、確実な債権回収手段を確保する必要があるとの前提で、本提案の実現を図っていただきたい。

○「(生活保護)法第 63 条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれる」とのことであるが、被保護者の帰責事由の有無により、債権額の調定に当たって一定の配慮をすることなどで、本提案を実現できるのではないかと。

○返還金の債権者となる保護の実施機関は保護の決定権限も有しているため、被保護者の(生活保護法第 78 条の 2 に規定する)申出の任意性に疑義が生じうるとのことであるが、被保護者の申出の任意性を担保する手段を併せて講じることで、本提案を実現できるのではないかと。

各府省からの第 2 次回答

生活保護法第 63 条の費用返還義務に基づき生じる債権をあらかじめ保護費と調整することについては、法第 78 条の 2 における不正受給による徴収金と保護費との調整規定と同様に、憲法第 25 条の理念に基づき最低限度の生活を過不足なく満たす生活保護制度の趣旨に反しない規定となりうるかといった論点を法的に整理し、既存の調査結果の分析や地方公共団体の意見の聴取等を経た上で、生活保護法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 104 号)附則第 2 条に基づき同法施行後 5 年を目途に行われる生活保護制度の見直しの中で検討していく必要があると考える。今年度中を目処に、審議会の部会を設置し、制度見直しに向けた議論を開始する予定である。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(9)生活保護法(昭 25 法 144)

(iii)費用返還義務(63 条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78 条)に基づき生じる債権についての 78 条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平 25 法 104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成 29 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。